

第 8 回広陵町自治基本条例審議会の議事録要旨

審議会等の名称	第 8 回広陵町自治基本条例審議会
開催日時	令和 2 年 2 月 2 2 日（土）午後 2 時から午後 4 時 1 5 分まで
開催場所	広陵町役場 3 階 大会議室
出席委員の氏名 及び人数	中川幾郎委員、清水裕子委員、東 秀行委員、久保知三委員、 藤田和郎委員、北橋美弥子委員、岡橋秀典委員、阪本博三委員、 河野伊津美委員、嶋中 章委員、森田隆夫委員、箴部 牧委員、 高月光太朗委員、千北慎也委員 計 1 4 人
欠席委員の 氏名及び人数	茶野武司委員、新谷眞貴子委員 計 2 人
出席職員の 職・氏名及び人数	<事務局> 企画政策課 課長 尾崎充康、課長補佐 芝 賢明、 主任 治田久恵、主任 植村亮太 計 4 人
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の人数	1 人
議題 又は 協議事項	1 開会 2 会長あいさつ 3 全体説明（条文修正案、条文案の説明） 4 その他（今後のスケジュール等）

	5 閉会
会議の記録（要旨）	
発言者	発言内容等
事務局	○開会 (資料の確認、欠席委員の紹介)
会長	○会長あいさつ
事務局及び庁内 WG法制班 審議会委員	○全体説明（条文修正案の説明） 前回の第7回審議会全体説明における委員皆さんの意見を受けて、 条文修正案を作成させていただいた (資料1を基に説明) ※説明部分については省略 (質疑応答) ・(参加、参画と協働の制度)で「実施計画については、パブリックコメント等にかける必要がない」というただし書きが記されているが、 原則として重要なものや住民に参加をよびかけるようなものはパブリックコメントにかけるという意味で良いのか。 ⇒「実施計画」とは行政用語であり、職員にとってのスケジュール表のようなもの。膨大な量であるため、何が重要であり、必要であるのか判別できなくなるので、実施計画については、省くという意味。 ○総則ブロック（条文案の説明）

<p>事務局及び庁内 WG法制班</p>	<p>前回の第7回審議会の部会開催時に、中川会長から生涯学習について、審議会委員全員の意識統一が必要ではという意見をいただいたため、理念の説明の後に、具体的な条文の説明をさせていただく。</p> <p>(資料2-1を基に説明) ※説明部分については省略</p> <p>(質疑応答)</p>
<p>審議会委員</p>	<p>・「文化」という項目であるが、この「文化」には、「スポーツ振興」や「体育振興」の意味は入っているのか。含まれているのであれば、前面に示して欲しい。広陵町は、体育祭や文化祭などの活動がさかんであるため、条文に示して欲しい。</p> <p>⇒スポーツ基本法が存在しているので、それに基づくとともに関連させなければならないと考えるため、盛り込んでまいりたい。</p> <p>・(文化のまちづくり)で条文の3項、「文化芸術に関し必要な事項は、町長が定める」と記されているが、要綱等で「町長が別に定める」という意味か。</p> <p>⇒「町長が別に定める」とすれば、別の条例や要綱等が必要になってくる。要綱などを定めるという意味ではなくて、条例に基づく基本計画の策定や推進していくためのシステム構築を行政の代表である町長が包括的に定めていくという意味で捉えていただきたい。</p> <p>○協働ブロック (条文修正案の説明)</p>

事務局及び庁内	<p>前回の第7回審議会での皆さんの意見を踏まえ、協議した。</p>
WG法制班	<p>(資料2-2を基に説明) ※説明部分については省略</p> <p>(質疑応答)</p>
審議会委員	<p>・審議会意見で「委員等の三選禁止」や「複数審議会委員禁止などの規定」はこの項目で定めるのか。</p> <p>⇒個々の設置条例や要綱で示していきたいと考える。</p> <p>自治基本条例の本体に具体的詳細を記している自治体の事例はない。運用指針にて記していくよう対応したい。個別の審議会にて決定していくケースもあるので参考にされたい。</p> <p>・全体意見の「公募しても人材が集まらない」際の具体的な対応策を事務局ではどのように考えているか。西脇市では、「執行機関に委ねている」ということだが、広陵町ではどのように考えているか。</p> <p>⇒公募して、幅広く集約していきたいが、なかなか難しい。また、男女比率については、広陵町男女共同参画行動計画に基づき、女性委員について25%を目標としている。公募にて応募された方を登録できるような仕組みを構築していきたいと考えている。</p> <p>(全体質疑)</p> <p>・「文化のまちづくり」について、「スポーツ振興」を含んでいるのか</p>

という議論について、「スポーツ振興」を含むのが定説であるのか会長に聞きたい。

⇒会長の私見として、「文化のまちづくり」は生涯学習と芸術を包含していると考え。生涯学習の中にスポーツを含んでいると考えている。芸術・文化は並列しているという考えだが、両者はウェイトが大きい。行政の担当が違う部署にまたがる場合もある。大切なのは、身体の弱い方やスポーツする機会に恵まれない方へのアプローチである。

⇒これらを余すことなくすくい上げる条文を作成していきたい。町では「生涯学習スポーツ課」として、生涯学習とスポーツを分けているところ。逐条解説で示すのか、条文で示すのか検討したいところ。

・資料2-2の3ページ目、(まちづくり活動への支援・町民公益活動(NPO))のところで、「適切な措置を講じる」となっているが、他の自治体では具体的表記をしているところもあるので気になっていたが、条例に示す方が強いメッセージとなるため、逐条解説に記載するだけでは弱いのではないかと懸念している。そうなった経緯を教えてください。

⇒どこまで条文をフォローするのか明確な取り決めを部会で決定していなかったため、逐条解説にて適宜補足・説明という経緯になった。

<p>事務局及び庁内 WG法制班</p> <p>審議会委員</p>	<p>逐条解説にて方向性を示すようなやり方が良案と考える。</p> <p>(休憩)</p> <p>○「行政経営」・「連携」ブロック (条文修正案の説明)</p> <p>この項目は、条文案をあらかじめ事務局で作成し、お示しする方法 をとり、審議会の皆さんに意見をいただくスタイルを進めていき たい。</p> <p>(資料4を基に説明) ※説明部分については省略</p> <p>(質疑応答)</p> <p>・「町政運営の原則」について、条文案を作成しないということにつ いて、その理由が、基本理念や基本原則に盛り込んでいるためというこ とであるが、あくまでこの項目は、「行政経営」であるので、理念と似 通っているからといって省略するというのは筋道として疑問に思う。</p> <p>同じ事を書くとしても対象と中身が違うのであれば、掲載しても良い のではと思う。</p> <p>⇒確かに、対象と中身は異なると思われるが、総合計画や財政運営の 項目で記載していること、条文のボリュームを減らす意味で省略した ことも理由である。委員の方からの意見をいただいたので、法制班で 再度検討したい。</p> <p>・「総合計画」について、主体が「町長」となっており、町長の役割と</p>
---------------------------------------	---

して記されているが、「町」が主体となってもいいのではないかと思う。

⇒「町長」が主体で相違ない。

・「公益通報」の項目は重要であると認識する。財政的な関係で、取り組みの展開が難しいという説明があったが、その理由を伺いたいのと、条文の語尾を「講ずるものとする」から「講ずるよう努めなければならぬ」という言い回しに変更した理由を知りたい。

⇒財政的な関係というのは、弁護士料、外部の法律家に顧問料などが発生するということ、外部委員会に提供しないといけない、また、それを処理する職員確保が必要という理由から展開が難しいと考えている。

条文の語尾について、当初の「講ずるものとする」と記してしまうと、「施行と同時に制度がスタートしてしまう」というニュアンスを含んでしまう。少し、弾力をもたせるために、このような言い回しに変更した。

・広報・広聴、パブリックコメントについて、パブリックコメントについて、町としての施策の方向性が決定しているのであれば、「その実施については別に定める」などの記載にしてみてもは。

⇒本条例で定めているので、新たな条例で定める必要はない。パブリ

ックコメント施行規則を付け加えれば良い。

・外部監査について、現在の状況で教示いただきたい。

⇒本町では実施していない。ここでいう外部監査は包括外部監査のことであり、法定監査のことではなく、町村では任意の監査のことである。そのため、「整備を図るよう努めるものとする」という書き回しにせざるを得ないということ。

・危機管理について、災害についての条例があるので、条例を踏まえて明記できるのではないか。

⇒危機管理に関する条例があるのであれば、細目について「別にこれを定める」とすれば、別の条例の存在を示すことができる。または、危機管理規則に定めるのか、法制班にて再度検討していただきたい。

自治基本条例にて、これだけ条例があるという体系を示す、見せることが大切。一覧性が重要。自治基本条例はあくまで、既存の条例を見やすくするためのものという大前提がある。

⇒再度、法制班で検討したい。

・災害ボランティアセンターについて、町がつくと法定上と聞いているが、その考え方を教示いただきたい。

⇒（この場での回答は行わなかったが、後で調べてみると、設置について法定根拠はなく、今後、災害時のボランティアを受け入れる施設

を整備したい方針であるが、設置場所など具体的なものは未定である
(町社会福祉協議会回答。)

・行政評価について、事務局から「仕分けをする」かどうか条文に盛り込むべきか審議いただきたいということであったが、個人的には盛り込むべきと考える。理由としては、仕分けをすることで、事業のとりやめを促進することで新規事業の展開を進めることができるため。
⇒個々の事業に対する事務事業評価については実施しているところであるが、行政評価は、現在本町では未実施である。全国的に行政評価により、スクラップアンドビルドを行っている自治体が少なく「行政評価倒れ」が起こっている。広陵町として、今後どのような評価の体制を構築していくかが未確定であるため、現段階では一般的な書き方にとどめている。

⇒行政内部では予算としての事務事業評価ができるが、長期的、専門的な有効性評価は外部による評価が必要。その上に首長や議会が決める政治評価がある。また、「仕分け」については、全国的に失敗しているので、明記しない方が良いと考える。

・同じく行政評価について、「改善等に反映させるよう努めなければならぬ」としているが、具体的な方法で評価・反省をするべきかを盛り込むべきでは。

⇒上記のとおり、行政評価をどのように進めるか、広陵町として決定していないことから、一般的な記述とする。

・内部監査の公表は行っているのか。

⇒議会に報告しているため、公表している。町HPについては確認する。

・地方公共団体と地方自治体が併存しているのは、この条文だけか。

⇒全体を再度確認する。

・地方公共団体と地方自治体を使い分けしない方が良いと思われる。

法律用語として使うべきでないを考える。「地方公共団体」を「地方公共団体（市町村及び一部広域連合・組合を含む）」等とし、「地方自治体」を「他の市町村」等の表記にしてみてもは。住民への混乱を避けたい。

⇒承知した。

・町には現在、地域担当職員制度がある。この制度をまちづくりとして条例に反映してほしい。何らかの方法でふれていただきたい。

⇒地域自治組織、参画・協働の制度の項目などで条文に盛り込めるかどうか検討していきたい。

○その他（事務局連絡事項）

事務局	<p>今後のスケジュール、自治基本条例説明会の開催を案内した。</p> <p>(「別紙」参照)。</p> <p>※説明部分については省略</p> <p>(質疑応答)</p>
審議会委員	<p>・次回の資料発送時期について、逐条解説などがあり資料が多いと思う。早めにほしいと思うが、いつ頃になるか。</p> <p>⇒おそらく1週間前になると思う。了承願いたい。</p> <p>・説明会開催時期について、いつ頃になるか。</p> <p>⇒未定であるが、いつ、どのように説明するかを判明次第、お示ししたい。</p> <p>・スケジュールとして、第9回に逐条解説の説明となっているが、ボリュームが多いので、第10回、第11回にも分けて説明してはどうか。</p> <p>⇒検討したい。</p> <p>・各種団体に対して自治基本条例の説明会を開催するということであるが、団体だと、(役職の)上のしか説明を聞かないことになる。住民の方へ説明する機会も必要では。</p> <p>⇒事務局も模索しているところ。地域担当職員に自治基本条例の研修を行っており、住民周知の前に職員が理解し、各地域に出向いて説明</p>

したいとも考えている。

周知方法をどのようにさせていただいたら良いかを踏まえ、一度持ち帰り良案を検討したい。

・住民への説明会開催について、周知方法を次回審議会までの宿題にしてはどうか。

⇒次回までの宿題とさせてもらい、良い案があれば事務局までご連絡願いたい。

・出前方式の説明会に参加人数が少なくなっているのは、義務や強制力が強いからと考える。団体の要望に応じて、出向くという方法をとってはどうか。また、パンフレットを作成して、テキストとして用いて説明するのはどうか。

⇒今後、皆さんのアイデアを基に、検討してまいりたい。

(終 了)